

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱

令和元年 10 月 29 日

文部科学大臣決定

令和 3 年 4 月 13 日一部改正

令和 3 年 10 月 1 日一部改正

令和 5 年 8 月 28 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすものを研究支援サービス・パートナーシップとして文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的とした制度の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 研究支援サービスとは、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出の加速に貢献するサービスをいう。

(認定要件)

第 3 条 文部科学大臣が認定する研究支援サービスは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす又は満たすと見込まれるものとする。

- 一 当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- 二 当該サービスが、優れた特徴を有していること
- 三 当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること
- 四 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保していること
- 五 当該サービスが、第一号に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有していること

(認定の申請)

第 4 条 認定を受けようとする事業者は、公募期間中（1か月程度）、様式 1 による研究支援サービス・パートナーシップ認定申請書に、当該サービスを行う

事業者の概要、財務状況及び認定を受けようとするサービスの内容を示す書面を添え、これを文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による申請の内容が第3条に規定する要件に合致すると認めるときは、当該サービスを研究支援サービス・パートナーシップとして認定し、当該申請者に対し、様式2による研究支援サービス・パートナーシップ認定証を交付する。
- 3 文部科学大臣は、前項の認定に際し、必要な条件を附すことができる。
- 4 文部科学大臣は、第2項の審査の結果、認定を行わないときは、当該申請者に対してその旨を文書で通知するものとする。
- 5 文部科学大臣は、認定を行った研究支援サービス（以下「認定サービス」という。）に関する情報を文部科学省ホームページで公表するものとする。

（有識者会議からの意見聴取）

第5条 文部科学大臣は、前条第2項に規定する認定を行うかどうかについて、科学技術・学術政策局に設置する有識者会議から意見を聞くものとする。

- 2 当該有識者会議は、前条第1項の規定により提出のあった様式1及び添付書類を確認するとともに、申請者に対してヒアリングを行い、文部科学大臣に対して意見を述べるものとする。
- 3 文部科学大臣は、当該有識者会議を構成する委員のうち、次の各号に該当する者を、前項に規定する意見聴取に当たり同会議に参加させないことができる。
 - 一 提出のあった様式1及び添付書類の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - 二 委員が所属している法人等から申請があった場合
 - 三 委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合
 - 四 委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
 - 五 委員自身が、申請者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
 - 六 その他委員と申請者との特別の関係があると認められる場合

（変更の届出）

第6条 認定サービスを行う事業者（以下「認定事業者」という。）は、申請事項に変更が生じたときは、様式3による変更届出書に変更内容の詳細が分かる書面を添え、速やかに文部科学大臣に届け出るものとする。

(認定ロゴマークの使用)

- 第7条 文部科学大臣は、文部科学省、文部科学省職員及び認定事業者が研究支援サービス・パートナーシップ認定制度及び認定サービスの周知・広報活動に使用すること目的とした認定ロゴマークを別途定める。
- 2 文部科学大臣は、認定事業者に対して認定サービスを行う場合に限り、認定ロゴマークを使用することを認める。

(認定の取消し等)

- 第8条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。
- 一 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合
 - 二 第4条に規定する申請に際し虚偽の申請が行われた場合
 - 三 その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合
- 2 文部科学大臣は、認定を取り消すかどうかについて、科学技術・学術政策局に設置する有識者会議から意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、認定を取り消すときは、様式4による研究支援パートナーシップ・サービス認定取消通知書により、その旨及び取消しの理由を当該認定事象者に通知するものとする。
- 4 認定事業者が認定を辞退する場合、当該認定事業者は、速やかに文部科学省に対して通知するものとする。

(文部科学大臣への要請)

- 第9条 認定事業者は、事業のより効果的な実施に向けて必要な場合、文部科学大臣に対し金銭的な支援を除き連携又は協力を要請することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により要請のあった連携又は協力の内容について検討を行い、当該事業者と協議を行う。

(文部科学大臣への報告等)

- 第10条 認定事業者は、当該認定サービスに関し、毎年度、様式5による事業実績報告書を文部科学大臣に提出するものとする。
- 2 文部科学大臣は、第1項の報告に加え、3年に1度、認定事業者に対し、様式6による点検結果報告書の提出を求めることとし、本制度の適切な実施に当たって必要があると認める場合、認定事業者に対し、により事業の実施状況を聴取することとする。

(事務局)

第11条 本制度に関する事務は、科学技術・学術政策局研究開発戦略課において行う。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、科学技術・学術政策局長が定める。

附 則 (令和3年4月13日一部改正)

本改正は、決定の日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日一部改正)

本改正は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月28日一部改正)

- 1 本改正は、令和5年8月28日から施行する。
- 2 本改正に関し、文部科学大臣は、この要綱の施行後三年以内を目途として、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

研究支援サービス・パートナーシップ認定申請書

令和 年 月 日

1. 基本情報を記載

事業者名及び サービス名	事業者名		
	サービス名		
ふりがな			
申請代表者名			
連絡先	電話番号:	()	e-mail アドレス:
サービスの目的及び手段			
目的			
具体的な内容			

2. 各認定要件において特筆すべき点を記載(詳細の要件は実施要綱を参照。)

(過去の受賞歴や外部資金の獲得状況、契約実績等を含めて記載すること)

(1)研究環境向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであるか	(※地域や大学等を限定したサービスについては、今後、全国においてサービスを実施する計画があることや、他の事業者との連携により、当該サービスを全国的に広げていく計画があることなどについても記載してください。研究開発分野が限定されたサービスについては、他の分野でも応用可能なスキームであること(もし、他の分野の事業者との連携を進めていく計画がある場合には当該計画)について記載してください。)
(2)優れた特徴を有しているか	(※同種のサービスがある場合、当該サービスについて具体的に記載したうえで、それと比した際の優れた特徴についても記載してください。)
(3)大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係を構築できるも	

のであるか	
(4)事業者が十分な管理運営体制及び財務基盤を有しているか	
(5)(1)を満たすこと に寄与する事業実績を有しているか	

※事業者の概要、直近3期分の貸借対照表・損益計算書、キャッシュフロー計算書(作成している事業者のみ)
またはそれに相当するもの及び認定を受けようとするサービスの内容(A4・2枚程度)が分かる資料を添付すること。

3. 当該サービスの今後の展開について考えている点を記載

(審査項目ではないが、当該サービスの今後の展開について考えている点があれば記載すること)

(参考1)当該サービスの今後の成長性や方向性について考えている点	
(参考2)文部科学省の既存事業との連携により、科学技術の推進及びイノベーションの創出に向け、相乗効果が見込まれる点	

(文書番号)

研究支援サービス・パートナーシップ認定証(○年度)

(事業者名)

(申請代表者名) 殿

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱(令和 年 月 日文部科学大臣決定)に基づき、貴殿が実施する「(サービス名)」を研究支援サービス・パートナーシップとして認定します。

令和 年 月 日

文部科学大臣名

変更届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

名 称

印

事 業 者

代表者名

連絡先 電話番号:

e-mail アドレス:

次のとおり認定サービスの内容を変更しましたので届け出ます。

内容を変更しようとする認定サービス名		名称	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業者の名称	(変更前)	(変更後)
2	事業者の代表者名		
3	事業者の連絡先		
4	認定サービスの目的・内容		
5	認定要件（1）「研究環境を向上させ、科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献」において特筆すべき点		
6	認定要件（2）「優れた特徴」において特筆すべき点		
7	認定要件（3）「大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係を構築」において特筆すべき点		
8	認定要件（4）「十分な管理運営体制及び財務基盤」において特筆すべき点		
9	認定要件（5）「（1）を満たすことに寄与する事業実績」において特筆すべき点		
10	その他		

変 更 年 月 日	令和　年　月　日		

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容の詳細が分かる参考資料を添付してください。

(文書番号)

研究支援サービス・パートナーシップ認定取消通知書

令和 年 月 日

(事業者名)

(申請代表者名) 殿

文部科学大臣名

令和 年 月 日付け(文書番号)で研究支援サービス・パートナーシップとして認定した「(サービス名)」については、研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱(令和 年 月 日文部科学大臣決定)第9条に基づき、下記のとおり認定を取り消すことを決定したので通知します。

記

1 事業者名 :

2 認定を取り消すサービス名 :

3 取消しの理由 :

以上

事業実績報告書

1. 基本情報

事業者名及び 認定サービス名	事業者名	
	認定サービス名	
連絡先	電話番号: ()	e-mail アドレス:

2. 事業実績

認定サービスの当年度実績及びその成果			
	前期実績	当期実績	来期見込み
認定サービスに係る売上高 及び取引先数			

3. 財務情報

○直近期の貸借対照表及び損益計算書またはそれに相当するものを添付すること。

点検結果報告書

令和 年 月 日

1. 基本情報を記載

事業者名及び 認定サービス名	事業者名 認定サービス名	
ふりがな		
申請代表者名		
連絡先	電話番号: ()	e-mail アドレス:

2. 令和 年度～令和 年度の実施状況について、認定要件に照らして点検結果を記載 (申請時又は前回点検時と比べて特筆すべき点を中心に記載)

(1)研究環境を向上させ、科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであるか	
(2)優れた特徴を有しているか	
(3)大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係を構築できるものであるか	
(4)事業者が十分な管理運営体制及び財務基盤を有しているか	
(5)その他特筆すべき事項	